高水公告第５４号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和８年１１月２日

高槻市企業管理者　　西岡　博史

高槻市水道部清水受水場駐車場の貸付制限付一般競争入札要綱

１　契約概要

（１）貸付物件

名　称	所　在　地	面　積	指定用途	現駐車区画数
清水受水場駐車場	高槻市大蔵司２丁目51番２号	1,385.80㎡	平面駐車場	４７台

駐車場の現状は、現地調査を行って十分確認をしてください。要望があれば、水道部の職員が立会いのもと現地確認を行います。

（２）賃貸借契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

（３）賃貸料

賃貸料は、賃貸借契約期間を通じた金額とし、次の予定価格の金額以上であって、かつ最高の額で入札した者の金額とする。

予定価格 （消費税を含まない）	9,915,390円 （3,305,130円／年　×　３年間）

賃貸料は、年２回払い（各支払額について、総額の６分の１（１円未満の端数は、１回目の支払い時に合算する。）とし、高槻市水道部が指定する期日（毎年３月31日および９月30日。ただし、当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日に当たる場合は、その直前の金融機関営業日）までに、高槻市水道部が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により納付すること。

２　入札参加資格

（１）入札参加資格要件

応募書類の提出期日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

イ　本市の令和８年度入札参加資格者名簿に登録されていること。

ただし、次の書類の提出により、令和８年度入札参加資格者名簿に登録されている者に準じるとみなす。

・ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
・ 商業・法人登記簿謄本
・ 印鑑証明書
※いずれも発行後、３カ月以内のものに限る。
・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）※直近３年分

ウ　商法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律上の法人等、法人格を有する団体（以下「法人」という）であること。

エ　駐車場事業の運営実績を３年以上有する法人であること（人材派遣のみは除く。）。

オ　大阪府内に本店、支店、営業所又は事業所を有すること。

カ　直近３年間の法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、固定資産税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

キ　高槻市暴力団排除条例第２条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

（2）欠格事項

入札参加申込日において、次に該当する者は入札参加できない。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４に規定している欠格事項に該当している者

イ　高槻市建設工事請負業者指名停止基準等に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をした者又は更生手続開始の申立てをなされた者

オ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備に関する法律」という。）（平成１７年法律第８７号）第６４条による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項（整備に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられた者

カ　高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

（3）失格事項

次の要件に該当した場合は、入札参加審査の対象から除外する。

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　貸付に係る仕様書に違反、又は著しく逸脱した場合

ウ　提出書類等が提出期間内に提出されなかった場合

エ　その他不正行為があった場合

3　仕様書等に関する質問受付および回答質問事項の提出等

（1）質問方法

仕様書等に対する質問がある場合は、高槻市ホームページ等に掲載している「質疑書」に質問事項を入力し、下の高槻市簡易申込から提出すること。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15964

なお、入札手続に対する質問は電話(072-674-7953)にて随時受け付ける。

（2）質問受付日時

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１１日（水）まで

（3）回答日時及び方法

令和８年１１月１３日（金）までに、高槻市ホームページに受け付けた質問とその回答を掲載する。

＜ＵＲＬ＞

https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/188474.html

4　入札参加申込み

（1）　入札参加申し込み

入札参加申込みは高槻市簡易電子申込にて申し込むこと。

＜ＵＲＬ＞

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17129

（2）　入札参加申込受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１９日（木）まで

（3）　申込に必要な書類

①　会社概要及び過去の駐車場事業の運営実績報告書（任意様式）を提出すること。運営実績報告書は、３年以上駐車場事業の運営実績があることを示し、業務名、発注者、実施時期、契約金額及び業務内容を記載すること。なお、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。書類は、ＰＤＦファイル等で作成し、申込時に添付すること。ただし、郵送も可とする。

②令和８年度入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、次の書類を（1）入札参加申し込みとあわせて、（2）申込受付期間内に、次の書類を郵送で送付すること。

ア　法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」

イ　商業・法人登記簿謄本

ウ　印鑑証明書

※ア～ウは、いずれも発行後３カ月以内のものに限る。

エ　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※エは直近３年分

郵送先

〒５６９－００６７
高槻市桃園町４番１５号
高槻市水道部 総務企画課 財務管理チーム

（４）　申込に当たっての留意点

①　申込受付期間内に必要な書類すべての書類が到着しなければ、申し込みは無効となるので、特に郵送が必要な場合は、余裕をもって発送すること。郵送事故等により書類が届かなかったことに対する異議申し立ては受けない。

②　公有財産賃貸借契約は、入札参加申込に記載された名義以外では行わない。

③　申込に対して追加資料の提出を求めることがあるので、必要に応じ、速やかに対応すること。

（５）　入札参加資格の承認

申込受付期間後、入札参加資格の適合を審査し、令和８年１１月２４日（火）までに、入札参加可否について通知する。

５　入札

（１）　入札日時及び場所

入札書は入札日当日に配布する。

①　日時　　令和８年１１月３０日（月）　午前１１時００分

②　場所　　高槻市桃園町４番１５号　水道部庁舎４階　入札室

③　当日持参するもの

・代表者印。ただし、入札参加者が代理人の場合は、代理人使用印。

・入札参加者が代理人の場合は、委任状

（２）　入札成立の条件

有効な入札書が１あれば成立とする。

（３）　入札保証金

入札保証金は、高槻市水道事業契約規程第８条第３号及び第４号の規定により免除とする。

（４）　入札書の金額表示

入札書に記入する金額は、賃貸借契約期間（３年間）を通じた金額とし、税抜きとする。

（５）　無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

② 入札金額の直前に「￥」マークの記載のない入札
③ 「入札書」に記名及び押印のない入札
④ 鉛筆、消せるボールペン等、訂正の容易な筆記具により記入された入札
⑤ 入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。

（6） 落札者の決定
① 参加者全員が入札書を提出した後、直ちに開札する。
② 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、高槻市が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって落札したものとする。
③ 落札となるべき最高価格の入札をした者が２人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定する。この場合、該当した入札者はくじ引きを辞退できない。

（7） 入札結果の公表
開札結果、落札した場合は、その場で落札者の名称及び金額を公表する。また、高槻市ホームページに落札者名、住所及び落札金額を公表するので、入札参加者はこのことを了承のうえ申込みをすること。

6 契約の締結等
（1）契約手続
水道部と落札者との賃貸借契約は、令和８年１２月２２日（火）までの間に締結する。

（2）契約保証金
（1）の契約日までに、契約保証金として、令和９年度の１年分の賃貸料の１００分の５以上の額を納付すること。契約保証金は賃貸借契約期間後に還付する。
なお、水道事業契約規程の定めるところにより、納付が免除となる場合がある。

（3）契約に要する費用
契約に要する費用の一切は落札者が負担するものとする。

7 その他
本要綱に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、地方公営企業法、高槻市水道事業契約規程及び高槻市水道事業会計規程等の関係諸法令の定めるところにより処理するものとする。

問合せ先 高槻市水道部総務企画課
高槻市桃園町４番15号
電話 072-674-7953 FAX 072-674-7949